

議事要旨

会合名：第4回 DX対応モデル契約見直し検討WG (WG2)

日時：2019年8月26日(月) 10:00~12:00

討議内容：

1. 事例紹介について

事務局よりヒアリング事例2件について説明。これに対して次のような質問・意見があった。

- 事例6で、ベンダ側は要件定義を行わないと書いているが、ユーザ側は要件定義のようなことをしたと書いている。実際にはどうか。
→要件定義文書は作らず、簡単な絵を描いてユーザ-ベンダ間で合意していったという認識。
- 事例7の中の請負契約のトラブル事例について、示唆を含めてもう少し詳しく。
→最初のプロダクトオーナー(P0)はアジャイル開発を理解していたが、途中でアジャイルに関する理解がない方に替わり、請負契約なのでこの機能がないとおかしいと指摘され、それを作るまで完了できなかった。本事例の示唆は、信頼関係が崩れたら契約の解消ができるようになってきていること、初期の試行でユーザ-ベンダ間の相性等の確認も大事ということ。

2. 改定の方向性について

モデル契約書改定の方向性に関して、委員より JEITA 提供資料の説明、及び専門委員よりモデル契約利用にあたっての前提条件について説明。これに対して次のような議論があった。

- ガイドラインは必ずこれを使うという形にするのか、ベンダ毎に用意しているものがあればそれを使ってもよいという形にするのか。後者を想定するが、別途議論が必要。
- チェックリストは、相互に確認するものである場合、紛争時の証跡になる可能性がある。使い方によって意味合いが変わる。
- JEITA 資料と前提条件は共通点が多いが、前者は心がけが多い印象。どちらがよいというより、ガイドラインの位置付けをどうするかの問題。
- ガイドラインという言葉は逐条解説イメージが強い。ひな型に近いのであれば注意が必要。方向性の議論が必要で、ガイドラインの内容をすり合わせるべき。
- 中核は(4層表の)本文、別紙、ガイドラインで、それを作り上げるためのツールとして JEITA 資料がある、という関係。事務局案(4層)の検討が先。
- 成果物として、ひな型を出すだけではなく、ひな型を使うかどうかどうかもガイドする方がよい。今回の前提条件も“契約締結マニュアル”のような方向。JEITA 資料もこの一部として機能。
- 前提として、理想だけではなく、現実を無視しない。現実が存在するがやめましょう、という考え方。前提をクリアすることができていない“不十分な場合の対応”には、リスクを明示する。

3. 論点再整理

専門委員より論点の再整理に関する資料を説明。これに対して次のような議論があった。

- 請負契約のリスクとしては、請負契約は大きなスコープしかないの、必ず契約変更プロセスを使う必要があり、小回りがきかなくなる。
- DX レポートの“P0 が役割を全うしない場合の対応の明確化”に対して、前提条件の“不十分な場合の対応”という形で明確化するのか？
→ユーザ側の責任の意味であれば契約書の中。役割の理解や権限の問題であれば前提条件レベルの話。P0の役割を誤解して問題が起きることが多いのであれば、ガイドラインに書いていくべき。
- これまで議論をあまりしていない項目については、モデル契約文書のたたき台で議論する形にする。

以上